



# より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

## 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーまたは大里広域もしくは各介護保険事務所の窓口にご相談ください。



### 手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

#### 相談

●ケアマネジャーや大里広域または各介護保険事務所の窓口等に相談します。

#### 事前申請

●工事を始める前に、大里広域または各介護保険事務所の窓口に必要な書類を提出します。

#### 【申請書類の例】

・支給申請書 ・住宅改修が必要な理由書  
・工事着工前の写真(日付入り)  
・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

●大里広域から着工の許可が下りてから着工します。

#### 工事・支払い

●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

#### 事後申請

●大里広域または各介護保険事務所の窓口  
に支給申請のための書類を提出します。

#### 【申請書類の例】

・改修後の写真(日付入り)  
・工事費の内訳書  
・領収書(利用者宛のもの) 等

#### 払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

#### 支給限度額／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



# 住宅改修費支給申請の手引き

償還払い	委任払い
<p>●ケアマネージャー、工務店等に相談する。</p> <p>日常生活の自立や安全のため活用できる住宅改修について相談してください。</p> <p>◎対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け</li> <li>・段差や傾斜の解消</li> <li>・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取替え</li> <li>・前記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</li> </ul> <p>介護保険の適用額は、20万円が限度額で、その9割または8割または7割が支給されます。</p>	
<p>工務店等に、委任払いの利用を申し出、「受領委任払いに係る委任状及び同意書」に記入します。</p>	
<p>●住宅改修費支給申請書を提出する。(事前申請)</p> <p>◎提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大里広域市町村圏組合介護保険課</li> <li>・市役所、町役場、行政センター及び総合支所の介護保険担当課</li> </ul> <p>◎必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修費支給申請書</li> <li>・住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャーや工務店の福祉住環境コーディネータ2級等に依頼してください。)</li> <li>・住宅改修工事の見積書</li> <li>・改修する箇所のわかる図面</li> <li>・改修する箇所の写真(日付入り、改修箇所が分かるよう記入したもの)</li> <li>[・承諾書(住宅の所有者が被保険者以外の場合のみ)]</li> <li>[・委任状(申請者、口座名義人が被保険者以外の場合のみ)]</li> <li>[・委任状及び同意書(受領委任払いの場合のみ)]</li> <li>[・福祉住環境コーディネータ証の写し(福祉住環境コーディネータ2級以上の者が理由書を作成した場合のみ)]</li> </ul>	
<p>●大里広域の承認通知を受けてから、工事を行う。</p> <p>大里広域から住宅改修の事前申請の承認通知を送ります。その後、改修工事を行ってください。</p>	
<p>*償還払い</p> <p>工事終了後、全額を支払います。本人宛の全額の領収書を受け取ります。</p>	<p>*受領委任払い</p> <p>工事終了後、1割または2割または3割の金額を支払います。(※)本人宛の1割または2割または3割の金額の領収書を受け取ります。</p>
<p>●事後申請を提出する。</p> <p>◎提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大里広域市町村圏組合介護保険課</li> <li>・市役所、町役場、行政センター及び総合支所の介護保険担当課</li> </ul> <p>◎必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修工事の内訳書</li> <li>・改修した箇所の写真(日付入り、内訳書に計上された部材が全てわかるもの)</li> <li>[・申立書(被保険者が死亡し、相続人(代表者)が申請する場合のみ)]</li> </ul>	
<p>・領収書原本(全額)</p>	<p>・領収書原本(1割または2割または3割の金額)</p>
<p>●大里広域から、申請の翌月20日頃に支給決定通知書が送付され、その月末に保険適用額の9割または8割または7割の金額が振り込まれる。</p>	
<p>本人(申請者)へ通知され、申請書指定の口座へ振り込まれます。</p>	<p>事業者へ通知され、申請書指定の口座へ振り込まれます。</p>

※委任払いの1割または2割または3割の金額は、保険適用額の1割または2割または3割の金額です。支給限度基準額を超えた場合など、保険適用とならない分については、別に支払う必要があります。(「委任状及び同意書」に計算書があるので、領収書は適用外分を含んだ金額でも結構です。)

## 事前申請（着工前）について

### 1 申請書

- ・申請者は被保険者本人。申請者が被保険者本人と異なる場合は委任状が必要。
- ・介護保険対象外工事も併せて実施する場合は、改修予定額に総額を記載し、その隣に「介護保険対象分〇〇円」等を記載。

### 2 理由書

- ・「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている状況、②具体的な困難な状況、③改修目的と改修の方針、④改修項目を具体的に記入。
- ・両側に手すりを設置する場合は、片側では難しい理由等詳しく記載が必要。
- ・玄関以外の出入り口に手すりやスロープを設置する場合も詳しく理由の記載が必要。

### 3 見積書（内訳書）

- ・宛名は被保険者本人のフルネーム。
- ・材料費については、製造業者、規格、商品番号、材質など可能な限り詳細に記載。
- ・工事箇所ごとに番号をふり、材料や工賃を分けて記載。平面図・写真にも同じ番号を記載。
- ・介護保険対象外の工事を含む場合は、介護保険対象外分と介護保険対象分が分かるように記載。
- ・日付が理由書の現地確認日以降の日付になっていること。（以前の日付の場合、理由を記載すること）
- ・ユニットバスの工事の場合は、ユニットバス見積記入例を参照。
- ・諸経費（現場管理費等）は工事総額の10%程度を目安とする。

### 4 図面

- ・改修する階全体の平面図（階段の場合は全ての階分）に改修箇所と見積書・写真と同じ番号を記載。
- ・外工事の場合、室内の間取りの記入は不要だが、建物全体の形と玄関位置がわかるように記載。
- ・手すりの場合、各箇所ごとの長さ・太さ・床等からの高さを表示。既設手すり等がある場合は書き込む。
- ・床材変更等の場合は寸法を表示。

### 5 写真

- ・日付入りの写真。（カメラに日付機能がない場合は、黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れる。）
- ・工事箇所ごとに番号をふり、取付位置等を書き込む。見積書・図面と同じ番号を記載。
- ・段差の場合は、メジャー等を置いて撮影。（段差の高さが不明瞭な場合は、拡大写真が必要。）
- ・ドアノブの場合は、ドアの両側の写真が必要。
- ・戸車の設置の場合は、戸車を設置する部分の写真が必要。

### 6 承諾書

- ・被保険者と住宅の所有者が異なる場合に添付。（賃貸住宅も含む。）
- ・特に賃貸住宅の場合は、具体的な改修内容も承諾を得る。
- ・公営住宅は市、県が交付する承諾（承認）したことが確認できる書類が必要。
- ・住宅の所有者が死亡し相続手続きが済んでいない場合も必要。

### 7 委任状

- ・申請者、口座名義人が被保険者と異なる場合に必要。

### 8 委任状及び同意書

- ・受領委任払いの場合に必要。
- ・事業者欄の印は、代表者印。会社印の場合は、会社印と代表者の個人印の両方が必要。

- ・事前承認前に着工した工事については介護保険の支給対象外です。改修費用は全額自己負担になります。
- ・事前承認の有効期限は「1年間」。有効期限を過ぎた場合や身体状況に変化があった際は再度申請が必要です。
- ・各種様式 (<http://www.osato-k.jp/>) 大里広域市町村圏組合 > 介護保険 > 介護保険様式
- ・住宅改修の手引き (<http://www.osato-k.jp/>) 大里広域市町村圏組合 > 介護保険 > 介護サービスの種類

## 事後申請（着工後）について

### 1 領収書

- ・宛名は必ず被保険者本人のフルネーム。（家族等の氏名のものは不可）
- ・工事完了日以降の日付であること。
- ・償還払いの場合は、領収書金額が請求書合計額と一致していること。
- ・受領委任払いの場合は、領収金額が被保険者負担額と一致していること。
- ・施工業者名が記載されていること。
- ・但し書欄に介護保険による住宅改修の工事であることが明記されていること。
- ・介護保険対象外工事も併せて実施し、償還払いによる領収書の場合には、但し書欄に「介護保険対象分住宅改修工事代〇〇円を含む」等を記載。
- ・原本提示。原本は確認後、裏に収受印を押してお返りする。
- ・事後申請を郵送でする場合、領収書を返送するための返送用の封筒と切手の同封が必要。

### 2 請求書（内訳書）

- ・宛名は被保険者本人のフルネーム。
- ・見積書に準ずる。
- ・工事完了日以降の日付であること。

### 3 写真

- ・工事完了日以降の日付入りの写真。（カメラに日付機能がない場合は、黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れる）
- ・改修前後を対比できるように撮影。（同方向から撮る。目印になるものを入れて撮る等）
- ・請求書に計上された部材が全て確認できる写真であること。（見えずらい場合は別角度からも撮る等）
- ・スロープや踏み台を設置した場合は固定されていることが分かる写真が必要。
- ※写真が小さい、暗い、不鮮明等のため改修の状況や使用した部材が確認できない場合は、撮り直しをお願いすることがあります。

- ・事前承認されていても、要介護認定申請等の結果が「非該当」の場合、住宅改修費は支給されません。
- ・住宅改修費の支給申請にかかる時効は領収書の領収日の翌日から「2年間」です。それまでに事後申請をしてください。
- ・負担割合は領収書の領収日時点のものを適用します。
- ・工事着工時から工事完了以降一度も自宅に戻っていない場合（入院や入所など）や一時帰宅のみの場合は事後申請を受け付けることができません。退院・退所等の後に事後申請をしてください。
- ・被保険者が工事着工後に入院・亡くなった場合は、入院・亡くなるまでに工事が完成した部分までが支給対象となります。
- ・工事着工時点では要介護（要支援）認定されていたが、工事完了前に要介護（要支援）認定の有効期間が切れた場合は、認定の有効期限内に完成している部分が介護保険の支給対象となります。
- ・事前申請後工事を行わなかった場合や、退院・退所等できない場合は、取下げの手続きをしてください。
- ・工事完了後、事前申請時と改修内容や改修箇所が変更となっていた場合は、原則支給対象外となります。
- ・ご不明点がある場合は事前にご相談ください。